物品購入契約約款　新旧対照表

現行	改正後（案）
物品購入契約書 年　　月　　日 発注者　甲　宇和島市曙町１番地 宇和島市 宇和島市長 受注者　乙 宇和島市　を甲とし、　を乙として、下記表示の物品の売買について次の条項により契約を締結する。 **（契約の主たる内容）** **第１条**　契約する物品名、規格、仕様、数量、納入期日および納入場所等は次のとおりとする。 １　物品名 ２　規格、仕様 ３　数量 ４　契約金額 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額） ５　契約保証金 ６　納入期日 ７　納入場所	**（総則）** **第１条**　発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面及び質疑応答書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする物品の購入契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。 ２　受注者は、契約書記載の物品（以下「物品」という。）を契約書記載の納入期限（以下「納入期限」という。）内に納入し、発注者は、その契約金額を支払うものとする。 ３　受注者は、この約款若しくは仕様書等に特別の定めがある場合を除き、運搬、設置、梱包方法その他物品の納入を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。 ４　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはなら

現行	改正後（案）
	ない。 5　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。 6　この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。 7　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。 8　この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。 9　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。 10　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。 **（指示等及び協議の書面主義）** **第２条**　この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。 2　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。 3　前２項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。 4　発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
（権利義務の譲渡等　　） **第２条**　乙　　は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は　　承継させ　　てはならない。ただし、甲の書面による　　承諾を得た場合は、この限りでない。	**（権利義務の譲渡等の禁止）** **第３条**　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。 **（特許権等の使用）** **第４条**　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注

現行	改正後（案）
（納入期限の延長） 第６条　乙は、天災その他避けがたい理由により、期限内に物品を納入することができないときは、書面にて期限延長の申し出をすることができる。 この場合において、甲は、その申し出を相当と認めるときは、これを承認することができる。	者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。 （履行報告） 第５条　受注者は、仕様書等に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。 （仕様書等の変更） 第６条　発注者は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、納入期限若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。 （受注者の請求による納入期限の延長） 第７条　受注者は、天災その他受注者の責めに帰すことができない事由により納入期限までに納入を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に納入期限の延長変更を請求することができる。 ２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、納入期限を延長しなければならない。発注者は、その納入期限の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 （納入期限の変更方法） 第８条　納入期限の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 ２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が納入期限の変更事由が生じた日（前条の場合にあっては発注者が納入期限の変更の請求を受けた日とする。）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 （契約金額の変更方法等） 第９条　契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 ２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始

現行	改正後（案）
（納入通知） 第３条　乙は、物品の納入をしようとするときは、その期日を前もって甲に通知しなければならない。 （検　収） 第４条　甲は物品の納入を受けたときは、乙の立会のもとに検収を行うものとする。 ２　甲の検査の結果、納入物品の全部または一部が契約に違反し不当なものがあるときは、乙は代替品と取り替えるものとする。 （契約の履行） 第８条　乙が行う契約の履行は、第４条の検査に合格した後、当該物品を納入場所に納入したときをもって完了するものとする。 （支払条件） 第５条 甲は前条の検収を完了した後、乙より適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約金額を支払うものとする。	の日を定め、発注者に通知することができる。 ３　この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。 （検査及び引渡し） 第10条　受注者は、物品の納入をしようとするときは、その期日を前もって発注者に通知しなければならない。 ２　発注者は、物品の納入を受けたときは、納入を受けた日から10日以内に受注者の立会いの下、仕様書等に定めるところにより、納入の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、発注者は、その理由を受注者に通知して、物品を最小限度破壊又は分解若しくは試験して検査することができる。 ３　物品の引渡しは、前項の検査に合格した時に完了するものとする。 ４　受注者は、第２項の検査に立ち会わなかった場合は、当該検査の結果について異議を申し立てることができない。 ５　第２項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。 ６　受注者は、物品が第２項の検査に合格しないときは、直ちに当該物品の修補、代品との取り替え又は不足分の引渡し（以下「修補等」という。）をして発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補等の完了を納入の完了とみなして前各項の規定を読み替えて準用する。 （所有権の移転等） 第11条　物品の所有権は、前条第３項に規定する引渡しの完了をもって、発注者に移転する。 ２　物品の所有権移転前に、物品に生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。 （契約金額の支払い） 第12条　受注者は、第10条第２項（同条第５項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、契約金額の支払いを請求することができる。 ２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約金額を支払わなければならない。

現行	改正後（案）
	３　発注者がその責めに帰すべき事由により第10条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
	（分割納入）
	第13条　物品について、発注者が仕様書等において物品の全部の納入に先だって一部納入を受けるべきことを指定した部分（以下この条において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の納入が完了したときは、第10条中「物品」とあるのは「指定部分に係る物品」と、前条中「契約金額」とあるのは「指定部分に係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。
	２　前項の規定により準用する前条第１項の規定により受注者が請求することができる「指定部分に係る契約金額」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項において読み替えて準用する前条第１項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
	（第三者による代理受領）
	第14条　受注者は、発注者の承諾を得て契約金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
	２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第10条（第13条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いをしなければならない。
（瑕疵担保） **第９条**　甲　　は、乙が納入した物品に瑕疵があるときは、乙　　に対して相当の期間定めて、目的物の取替え若しくは瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。 *※ 現行第９条第２項は改正後第26条第１項へ*	**（契約不適合責任）** **第15条**　発注者は、納入された物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、当該物品の修補等による履行の追完を請求することができる。
	２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

現行	改正後（案）
（その他の甲の　　解除権） 第12条　甲　　は、引渡しが完了するまでの間は、第10条第１項及び前条第１項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。 ２　　前項の規定によりこの契約が解除された場合において、甲は、乙に及ぼした損害を賠償しなければならない。 （甲　　の　　解除権） 第10条　甲　　は、乙　　が次の各号のいずれかに該当するときは、　　契約を解除することができる。 (1) その責めに帰すべき事由により、期限内に契約を履行しないとき又は履行の見込　　がないと認めた　　とき。 (2) 正当の理由がなく職員の指示に従わないとき又は職務の執行を妨害したとき。 (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。 ※ *現行第10条第１項第４号は改正後第18条第１項第９号へ、同条第２項及び第３項は改正後第24条へ*	３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。 (1) 履行の追完が不能であるとき。 (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。 (3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。 (4) 前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。 （発注者　　の任意解除権） 第16条　発注者は、物品　が納入するまでの間は、次条又は第18条　　の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。 ２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した　場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。 （発注者の催告による解除権） 第17条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。 (1) 納入期限　　内に物品を納入しないとき又は納入期限経過後相当の期間内に物品を納入する見込みがないと認められるとき。 (2) 正当な理由なく、第15条第１項の履行の追完がなされないとき。 (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。 （発注者の催告によらない解除権）

現行	改正後（案）
	第18条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。 (1) 第３条の規定に違反して契約金額債権を譲渡したとき。 (2) この契約の物品を納入することができないことが明らかであるとき。 (3) 受注者がこの契約の物品の納入の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。 (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。 (5) この契約の物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期限までに納入しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が納入をしないでその時期を経過したとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。 (7) 暴力団（宇和島市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（条例第２条第３号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約金額債権を譲渡したとき。 (8) 第20条又は第21条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
※ 現行第10条第１項 (4) 乙　　が次のいずれかに該当するとき。 ア　役員等（乙　　が個人である場合にはその者を、乙　　が法人である場合にはその役員（執行役員を含む　　）又はその支店若しくは常時物品売買契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（宇和島市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「条例」という。）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）と認められるとき。	(9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。 ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう）又はその支店若しくは常時物品売買契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等　　と認められるとき。

現行	改正後（案）
イ　暴力団（条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。 ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。 エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。 オ　役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 カ　再委託　　契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。 キ　乙　　が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託　　契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲　　が乙　　に対して当該契約の解除を求め、乙　　がこれに従わなかったとき。 （談合等不正行為に係る甲の解除権） 第11条　甲　　は、乙　　（第３号及び第４号にあっては、乙　　が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。 (1) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。 (2) 公正取引委員会から独占禁止法第62条第１項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。 (3) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条（独占禁止法第89条第１項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。 (4) 刑法第197条から第197条の４までに規定する賄賂を発注者の職員	イ　暴力団　　又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。 ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。 エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。 オ　役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 カ　資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。 キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。 (10)　発注者は、受注者（ウ及びエ　　にあっては、受注者が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）がこの契約に関して、次の　　いずれかに該当したとき　　。 ア　公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。 イ　公正取引委員会から独占禁止法第62条第１項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。 ウ　刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条（独占禁止法第89条第１項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。 エ　刑法第197条から第197条の４までに規定する賄賂を発注者の職員

現行	改正後（案）
（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。 ２　前条第２項及び第３項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。	（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。
	（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限） **第19条**　第17条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。
（乙　の　解除権） **第13条**　甲　がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、　契約を解除することができる。 ※ *現行第 13 条第２項は改正後第 25 条第１項へ*	**（受注者の催告による解除権）** **第20条**　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
	（受注者の催告によらない解除権） **第21条**　受注者は、第６条の規定により仕様書等を変更したため契約金額が３分の２以上減少したときは、直ちにこの契約を解除することができる。
	（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限） **第22条**　第20条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。
（解除に伴う措置） **第14条**　甲　は、前４条の規定によりこの契約が　解除された場合において　、既納物品のうち、検収に　合格した物品の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた物品　に相応する契約金額を乙　に支払わなければならない。	**（解除に伴う措置）** **第23条**　発注者は、　この契約が物品の納入前に解除された場合においては、受注者が既に物品の納入を完了した部分（第13条の規定により分割納入を受けている場合には、当該分割納入部分（以下「既分納部分」という。）を除くものとし、以下「既納部分」という。）を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、　当該引渡しを受けた既納部分に相応する契約金額を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、既納部分を最小限度破壊又は分解若しくは試験して検査することができる。 ２　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担と

現行	改正後（案）
	する。 ３　物品の納入後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して定める。
	（発注者の損害賠償請求等）
（履行遅延の場合における損害金等） **第７条**　甲は乙の責に帰する事由により、乙が契約の納入期限内に納入しない場合においては、損害金の支払いを請求することができる。 *※ 現行第７条第２項は改正後第24条第５項へ、同条第３項は改正後第25条第２項へ*	**第24条**　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。 (1) 納入期限内に物品を納入することができないとき。 (2) 物品に契約不適合があるとき。 (3) 第17条又は第18条の規定により物品の引渡し後にこの契約が解除されたとき。 (4) 前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
※ 現行第10条 ２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。 *※ 現行第10条第３項は改正後第24条第７項へ*	２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 (1) 第17条又は第18条の規定により物品の引渡し前にこの契約が解除されたとき。 (2) 物品の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。 ３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。 (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人 (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人 (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法

現行	改正後（案）
	（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
	４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。
※ *現行第７条* ２　前項の損害金の額は、契約金額から既納物品のうち検収に合格した物品に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額とする。 ※ *現行第７条第３項は改正後第25条第２項へ*	５　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から既納部分及び既分納部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、納入期限を徒過した日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第８条第１項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額とする。
	６　前項に規定する遅延利息の率を乗じて計算した額は、その額が100円未満であるときはこれを徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。
※ *現行第10条* ３　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。	７　第２項の場合（第18条第７号、第９号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
※ *現行第13条* ２　前項の規定によりこの契約が解除された場合において、甲は、乙に及ぼした損害を賠償しなければならない。	**（受注者の損害賠償請求等）** **第25条**　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。 (1)　第20条又は第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。 (2)　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
※ *現行第７条*	

現行	改正後（案）
３　甲の責めに帰する事由により第５条　　の規定による　　支払いが遅れた場合には　　、乙　　は、未受領金額に対して、延長日数に応じ、同条の支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項　　に基づく年率で計算した金額　　の遅延利息の支払いを甲　　に請求することができる。 ※ *現行第９条* ２　　前項の規定による請求は、物品の引渡しを受けた日から１年以内（ただし、仕様書等において、保証又は瑕疵担保期間を１年以上定めている場合は、その期間を優先する。）に行わなければならない。	２　第12条第２項（第13条において準用する場合を含む。）　　の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき　、遅延日数に応じ、同項の支払期限の翌日時点における遅延防止法　　第８条第１項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。 ３　前項に規定する遅延利息は、その額が100円未満であるときはこれを徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。 **（契約不適合責任期間等）** **第26条**　発注者は、引き渡された物品に関し、第10条第３項（第13条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から１年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、仕様書等において、１年を超える期間等を定めている場合は、当該規定を優先適用する。 ２　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。 ３　発注者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第６項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。 ４　発注者は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。 ５　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。 ６　民法第566条及び第637条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。 ７　発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第

現行	改正後（案）
（賠償の予約） 第14条　乙　は、第11条第１項各号のいずれかに該当するときは、甲　が　契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の２に相当する額を支払わなければならない。物品の引き渡しが完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。 (1) 第11条第１項第１号又は第２号に掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項に規定する不当廉売に該当するとき。 (2) 前号に掲げる場合のほか、甲　が特に必要と認めるとき。 ２　前項の規定は、甲　に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲　がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。 （賠償金等の徴収） 第15条　乙　がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲　の指定する期間内に支払わないときは、甲　は、その支払わない額に甲　の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年５パーセントの割合で計算して得た額の利息を付した　額と、甲　の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。 ２　前項の追徴をする場合には、甲　は、乙　から遅延日数につき年５パーセントの割合で計算して得た　額の延滞金を徴収する。 （補則　） 第17条　この契約に定めのない事項については、宇和島市契約規則（平成17年	１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。 ８　引き渡された物品の契約不適合が仕様書等の記載内容又は発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。 （賠償の予約） 第27条　受注者は、第18条第10号　のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の２に相当する額を支払わなければならない。物品の引　渡しが完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りで　ない。 (1) 第18条第10号ア及びイ　に掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象になる行為が、独占禁止法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項に規定する不当廉売に該当するとき。 (2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が特に必要と認めるとき。 ２　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。 （賠償金等の徴収） 第28条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日までの日数に応じ、当該指定する期間を経過した時点における遅延防止法第８条第１項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは　追徴する。 ２　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数に応じ、前項の相殺をした日の翌日時点における遅延防止法第８条第１項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。 ３　前２項に規定する遅延利息の率を乗じて計算した額は、その額が100円未満であるときはこれを徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。 （契約外の事項） 第29条　この契約に定めのない事項については　宇和島市契約規則（平成17年

現行	改正後（案）
規則第56号）によるものとし、同規則に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが　　協議して定める。 **（契約履行の原則）** **第18条**　甲および乙は信義誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。 上記契約の証として本書２通を作成し、甲乙各１通を所持するものとする。	規則第56号）によるものとし、同規則に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。